

徳島県告示第四百号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、徳島県南部総合県民局那賀庁舎において、令和四年六月十四日から二週間一般の縦覧に供する。

令和四年六月十四日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

道路の種類 一般国道

路 線 名		区 間		新 旧 の 別	敷 地 の 幅 員 （メートル）	延 長 （メートル）
一九 三 号	同	那賀郡那賀町掛盤字五倍木回り 五番六地先から 同 六番二地先まで		旧	四・五〇一三・〇	四〇・〇
	同	同	九・一〇一六・五		八六・〇	
			九・一〇一六・五		八六・〇	